

電線共同溝・情報ボックス  
管理マニュアル（案）

Ver.2  
TYPE-B

平成15年10月

国土交通省 関東地方整備局

# 目 次

1 . 総則 .....	1
2 . 連絡体制の整備 .....	2
2 - 1 緊急連絡先のリストの作成 .....	2
2 - 2 連絡協議会の設置 .....	3
3 . 近接工事に対する事故防止 .....	4
3 - 1 概説 .....	4
3 - 2 道路管理者が行う近接工事 .....	5
3 - 3 占用企業者等が行う近接工事 .....	13
3 - 4 道路管理者、占用企業者等以外の者が行う近接工事 .....	18
4 . 事故発生時の対応 .....	20
4 - 1 連絡系統 .....	20
4 - 2 応急復旧 .....	23
5 . 電線共同溝、情報ボックスへの入出溝管理 .....	26

# 1. 総 則

## (1) 目 的

電線共同溝及び情報ボックスは、電力線や通信線等の地中化や道路管理用光ケーブルの収容を目的に、道路管理者が道路の地下に設ける施設である。

電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル(案)(以下「本マニュアル(案)」という)は、国土交通省関東地方整備局が管理する電線共同溝、情報ボックス及び入溝している光ケーブルを良好な状態で維持するために、関東地方建設局電線共同溝管理規程(案)、同電線共同溝保安細則(案)、情報ボックス管理規程(案)、情報ボックス保安細則(案)及び道路管理用光ファイバに係る兼用工作物協定を受けて、道路管理者がこれらの設備の管理を行うにあたっての手続き、留意事項等について詳細に定めるものである。また、併せて、橋梁、トンネル等の特殊区間や架空線区間の光ケーブルも対象としている。

## (2) 適用範囲

本マニュアル(案)は、国土交通省関東地方整備局が管理する電線共同溝、情報ボックス及びこれらに入溝している光ケーブル等に係る管理のうち、近接工事に対する事故防止、事故発生時の対応、入出溝管理、点検、光ファイバケーブルの管理等に適用する。特に、通信事業者の光ケーブルも収容している電線共同溝又は情報ボックスが損傷した場合は、道路管理への影響のみならず、社会生活へ大きな影響が及ぶことが想定されるため、電線共同溝、情報ボックスに近接して工事が行われる場合には、本マニュアル(案)に基づき事故防止に努める必要がある。

## (3) .用語の定義

本マニュアル(案)における用語を以下のとおり定義する。

用 語	定 義
電線共同溝	2以上の者の電線を収容するため、道路管理者が電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路の地下に設ける施設をいい、幹線管、引込み管とそれらを接続するハンドホール部から構成される。
情報ボックス	道路管理用等の光ケーブルを収容する目的で道路管理者が道路に設ける施設をいい、本体管、さや管とそれらを接続するハンドホール部から構成される。
占用企業者等	電線共同溝又は情報ボックス内に電力線や光ケーブルを設置する者及び道路管理者と兼用工作物管理協定を締結することにより、道路管理用光ケーブルの芯線を使用する者をいう。
請 負 者	道路管理者、占用企業者等及び近接工事施行者から点検や工事を請負って実施する者をいう。
入溝作業者	電線共同溝又は情報ボックスのハンドホール部に入溝して点検、工事等の作業を行う者をいう。なお、請負者を含む。
近接工事施行者	道路管理者・占用企業者等以外で電線共同溝・情報ボックスに近接して工事を行う者をいう。

## 2 . 連絡体制の整備

### 2 - 1 緊急連絡先のリストの作成

緊急の事態等において情報伝達を一元的にすばやく行うために、緊急連絡先リストを作成し、道路管理者と占有企業者等及び近接工事施行者で共有する。

#### ( 1 ) 緊急連絡先リストの使用方法

緊急連絡先リストは、設備事故発生時の連絡、近接工事の際の立会の連絡等に使用する。

#### ( 2 ) 緊急連絡先リストに掲載すべき機関

緊急連絡先リストには、道路管理者、占有企業者等、近接工事施行者で電線共同溝・情報ボックスに近接して工事を行う者及び請負者を掲載する。

#### ( 3 ) 緊急連絡先リストの様式

緊急連絡先リストには、以下の項目を掲載することとする。

- ・ 機関名、窓口部局、役職名、連絡責任者名、電話番号（直通）、FAX番号
- ・ 占有企業者等の代表者
- ・ 請負者の設備事故防止管理者〔 3 - 2 ( 5 ) 、 3 - 3 ( 3 ) 1 ) 及び 3 - 4 ( 2 ) 参照〕
- ・ 内容に変更が生じた時は速やかに訂正すること。

緊急連絡先リストの様式及び記入例

機関名 は占有企業者等及び近接工事施行者の代表者	窓口部局	役職名	連絡責任者名 は設備事故防止管理者	電話番号 ( 緊急時 )	FAX番号	記事
事務所	道路管理課			06-1234-5678 ( 090-1234-5678 )	06-1234-5678	平日昼間
				06-8765-4321 ( 090-1234-5678 )	—	夜間、休日 第 1 連絡者
				078-8765-4321 ( 090-1234-4321 )	—	夜間、休日 第 2 連絡者

#### ( 4 ) 占有企業者等間の連絡体制

道路管理者から占有企業者等への連絡は、原則として占有企業者等の代表者に対して行うこととし、連絡を受けた代表者が他の占有企業者等へ連絡することとする。

このため、占有企業者等間の連絡系統図を占有企業者等が作成し、道路管理者へ提出することとする。

#### ( 5 ) 作成にあたっての留意事項

- ・ 夜間、休日にも確実に連絡が取れるようにすること。平日昼間と夜間、休日の連絡先または連絡者が異なる場合は、その旨を明記しておくこと。
- ・ 特に夜間、休日等については、連絡者を複数定めること。  
( 第 1、第 2、第 3 連絡者等 )

#### ( 6 ) 緊急連絡先リストの周知

- ・ 緊急連絡先リストは、連絡協議会〔 2 - 2 参照〕等において関係機関に周知徹底すること。
- ・ 各占有企業者等は社内連絡網についても整備しておくこと。
- ・ 近接工事に際して作成した緊急連絡先リストは着工前までに道路管理者に提出すれば足りる。

## 2 - 2 連絡協議会の設置

道路管理者と占有企業者等間の連絡・調整を行うため、連絡協議会を設置する。

### ( 1 ) 連絡協議会設置の目的

道路管理者と占有企業者等で以下について連絡・調整を行うことを目的とする。

- ・緊急連絡先リストの確認、周知
- ・今後予定される近接工事に係る情報交換
- ・事故発生時の対応の確認
- ・点検等の調整
- ・その他必要な事項

### ( 2 ) 連絡協議会の構成

連絡協議会は、都道府県又は事務所単位に設置することとし、下記のメンバーで構成する。

- ・事務所道路管理担当副所長
- ・事務所道路管理担当課長
- ・事務所電気通信担当課長
- ・占有企業者等
- ・道路管理者または占有企業者等から保守管理を請負っている者
- ・その他会長が必要と認める者

連絡協議会の会長は、事務所道路管理担当副所長とする。

なお、必要に応じて分科会を設置・開催できるものとする。

### ( 3 ) 連絡協議会の開催

連絡協議会は、概ね2回/年開催するほか、必要により随時開催できるものとする。

### ( 4 ) 規約の作成

連絡協議会を設置するにあたっては、以上の事項及びその他必要な事項を盛り込んだ規約を作成する。

### 3 . 近接工事に対する設備事故防止

#### 3 - 1 概説

電線共同溝、情報ボックスの損傷事故及びこれらに収容されている光ケーブルの切断事故等（以下「設備事故」という）を防止する上で最も注意しなければならないのが、電線共同溝及び情報ボックスに近接して行われる工事（以下「近接工事」という）である。

#### ( 1 ) 近接工事の種類

近接工事には、施行主体別にみて以下の3つの場合がある。

道路管理者が行う近接工事

- ・ 道路付帯工事
- ・ 歩道設置工事
- ・ 舗装工事 等

占用企業者等が行う近接工事

- ・ 設備増改築工事
- ・ 接続工事（道路管理者と兼用工作物協定を締結することにより道路管理用光ケーブルを使用する者が、自分の光ケーブルを道路管理者のクロージャ等へ接続するために行う工事）
- ・ 電柱設置工事 等
- 、 以外の工事者が行う近接工事
- ・ 水道、ガス等の占用工事
- ・ 沿道の建物等への出入路の設置に伴う道路工事 等

#### ( 2 ) 事故防止の教訓

日本道路公団によれば近接工事による光ケーブルの損傷事故の原因として次のものがあげられている。

光ケーブル等の重要性の認識が低い。

損傷事故原因の全てに繋がることであるが、光ケーブルの重要性（切断したときの影響の重大性）の認識が工事監督者から作業従事者をも含めて高めれば、細心の注意を払い、万全の体制のもとに施工が行われ、損傷事故は未然に防ぐことが可能と考えられる。

設置位置が不明確であることの認識が低い。

光ケーブル等の設置位置は、事故箇所の状況からはいずれも、非常に不明確なものであることがわかる。過去の事故の教訓として、設置位置が不明確であることの認識がないため、類似の原因による事故が発生しているものと考えられる。

設置位置の確認不足。

光ケーブル等の重要性、設置位置の不明確さを念頭において、十分な確認作業を行う必要があるが、事故原因として、設置位置の確認不足があげられる。特に立会を必要とする近接工事でありながら近接工事への慣れ等によりこれらの手続きを省略し、結果として事故の発生に繋がっている例が顕著である。

作業方法の検討不足。

光ケーブル等の重要性、設置位置の不明確さを念頭にすれば、設計時点から近接工事の作業方法について十分な検討を行うことが必要になると思われるが、試掘時を含めた単純な作業により損傷事故に至っている。

近接工事の回避。

損傷事故につながる可能性のある近接工事について、可能な限り近接工事を回避（作業、施工方法の変更による回避、あるいは光ケーブルの移設検討等）する等の設計上の配慮が必要と思われる。

### 3 - 2 道路管理者が行う近接工事

#### (1) 手続きフロー

近接工事にあたっては、道路管理者は図3-1に示すとおり、工事計画(案)の作成、近接工事か否かの判断、工事計画(案)のチェックと確定、工事の施工、工事の完了の各段階において、設備事故防止の観点から確実に確認・チェックを行うものとする。

なお、情報ボックス管理規程(案)第6条第1項により、災害復旧等緊急の工事については本マニュアル(案)の適用外とする。

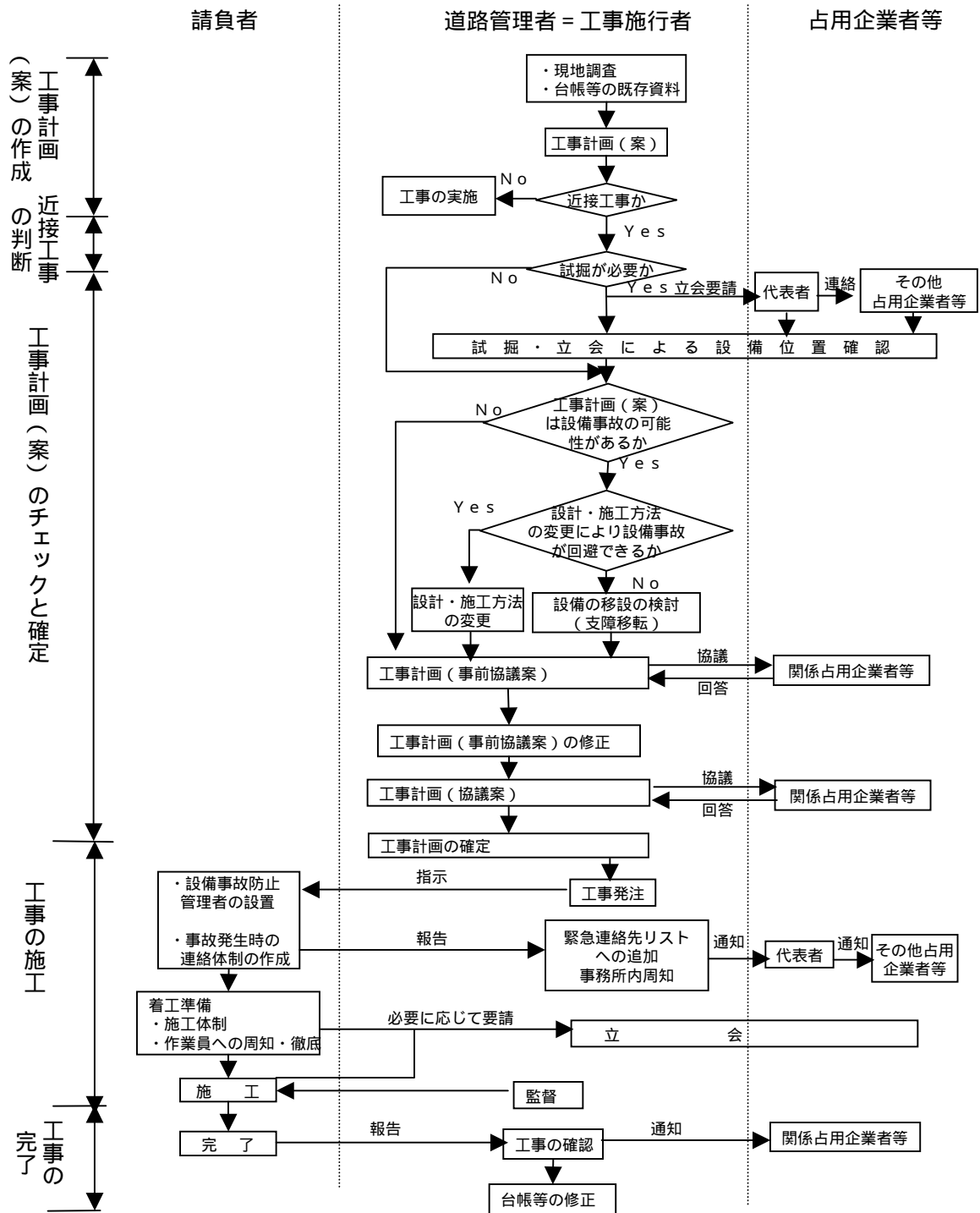


図3-1 道路管理者が近接工事を行う場合の手続きフロー

## (2) 工事計画(案)の作成

現地調査、電線共同溝管理台帳や情報ボックス管理台帳等の既存の資料を基に、以下の考え方に従い工事計画(案)を作成する。また、必要に応じて占用企業者等から資料の提供を受けるものとする。

電線共同溝、情報ボックス及び光ケーブル(以下「設備」という)の埋設位置、埋設深さ、構造等を正確に把握する。

設備に極力影響を及ぼさないよう、以下に留意して工事計画(案)を作成する。

- ・ 工事を行う位置を設備からできるだけ離すこと。
- ・ 設備への影響が小さい設計、施工方法を採用すること。
- ・ 必要がある場合は設備に対し防護措置をとること。

## (3) 近接工事の判断

当該工事が以下の範囲にある場合、近接工事として扱う。

なお、

- ・ 近接工事の範囲については、「近接工事の範囲例」に示す範囲と管理用図面と照合し確認すること。
- ・ 近接工事には、仮設工、掘削作業等が含まれる。
- ・ 工事に限らず土質調査等でも掘削作業で損傷を与えるような恐れがある場合は対象とする。
- ・ 「近接工事でない」と確実に判断されるもの以外は、近接工事として扱うものとする。

道路構造	敷設箇所		近接工事の範囲	備考
土 工	地下	道路縦断	道路全幅	例 1 例 2
		道路横断	横断箇所から前後 10 m	例 3
	架空	道路全幅	例 4	
トンネル部	監査廊	敷設側半幅	例 5	
	添架	全幅		
橋梁部	歩道部	歩道部	例 6	
	添架	張出床版部	例 7	
		橋梁下面全幅	例 8	

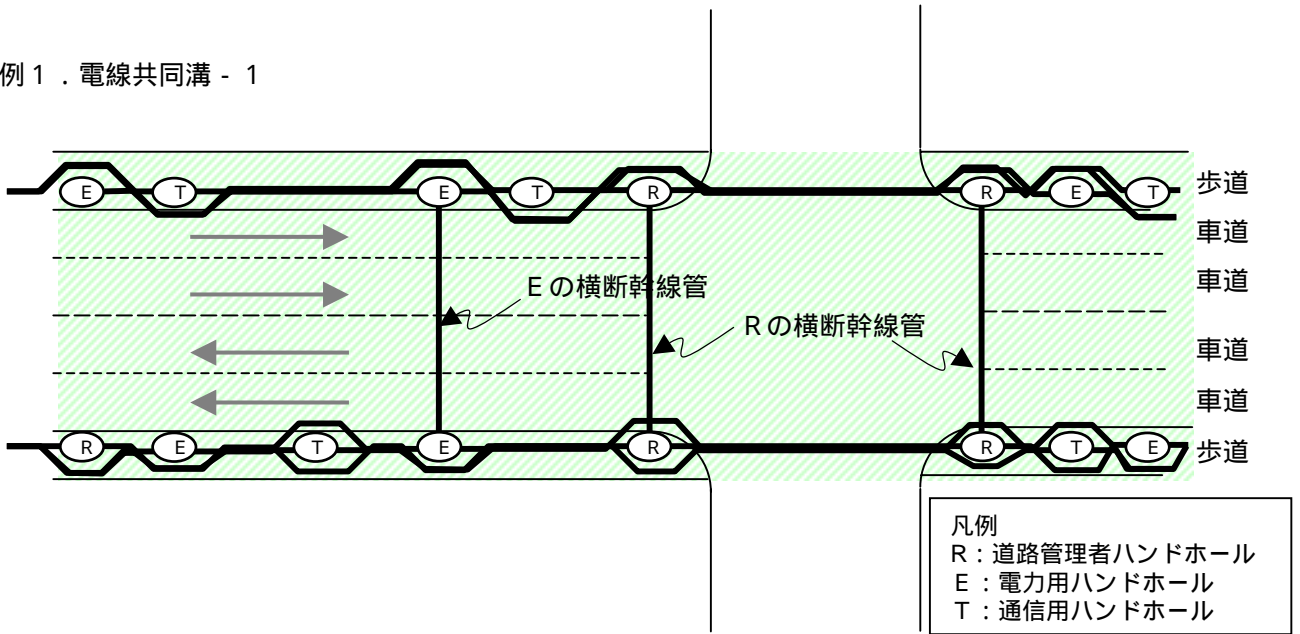
(注) ・ 橋梁前後の取り付け部、横断(地中)構造物、中央分離帯に構造物がある区間、ハンドホール及びマンホール付近等は、管路位置が変化している可能性が高く注意が必要である。

- ・ 道路には法面が含まれる。



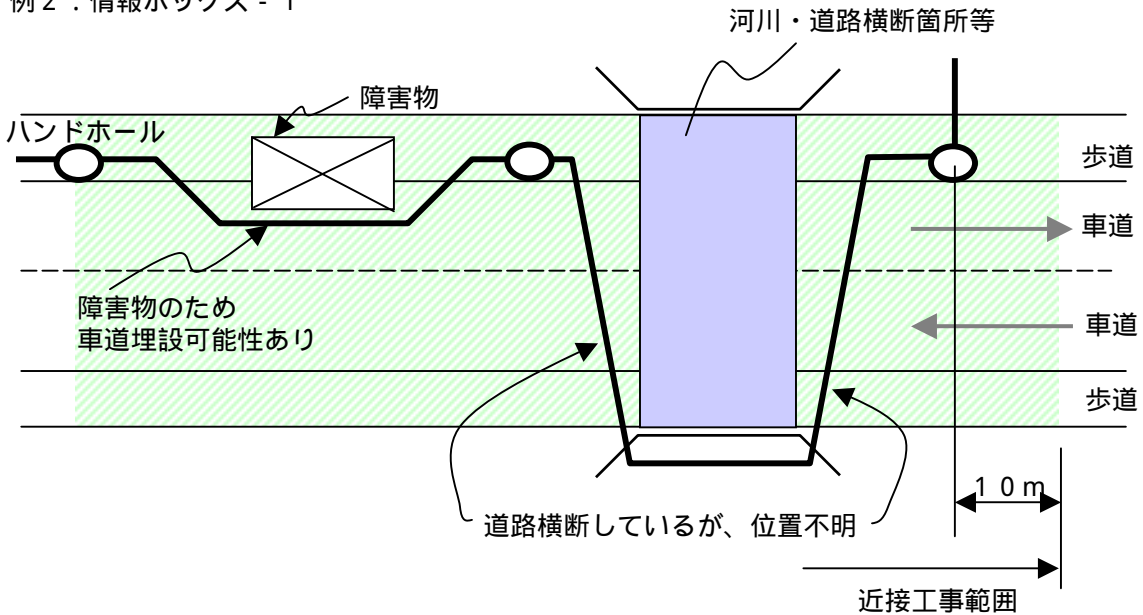
近接工事の範囲例

例1．電線共同溝 - 1



\* 設備の埋設位置については、ハンドホールが歩道部に設置されていても、他の埋設物等との関係から車道に設置されていることが懸念されるため、全幅を近接工事の範囲とする。

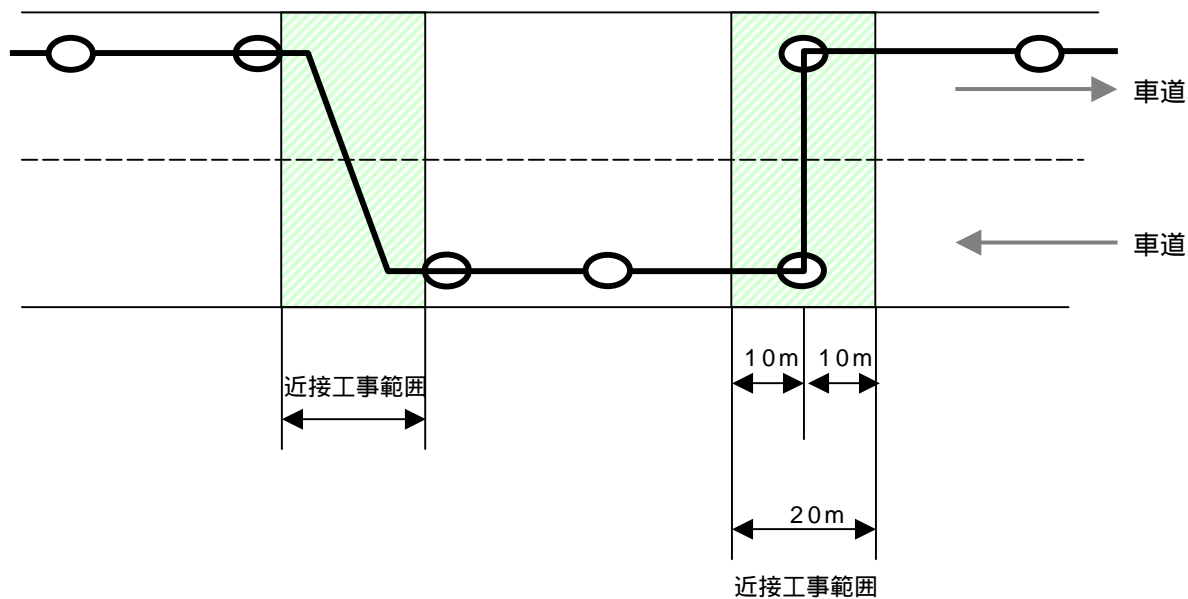
例2．情報ボックス - 1



\* 設備の埋設位置については、ハンドホールが歩道部に設置されていても、他の埋設物等との関係から車道に設置されていることが懸念されるため、全幅を近接工事の範囲とする。

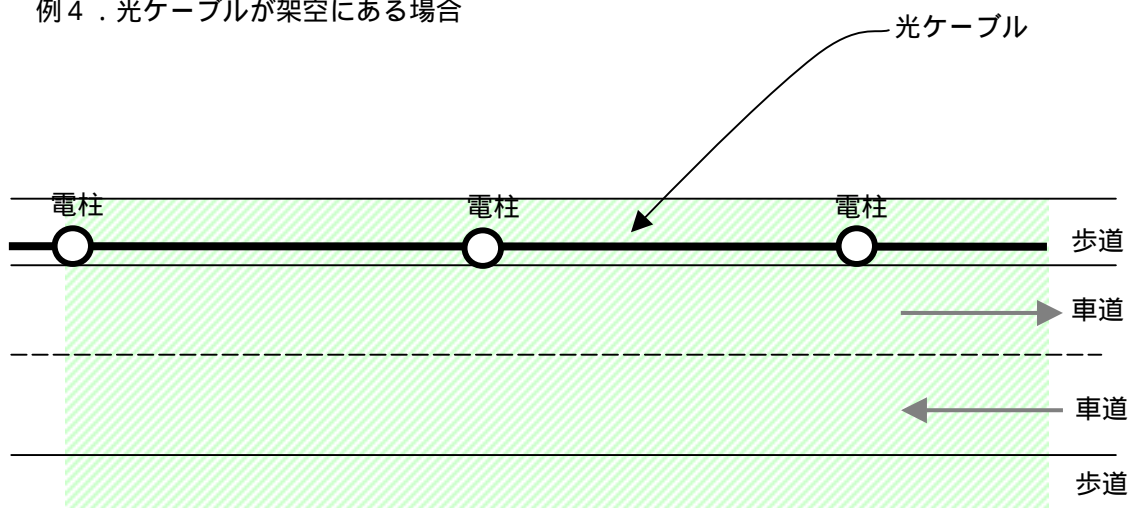
\* 情報ボックスの端部については、端部から10mを近接工事範囲とする。

例 3 . 情報ボックス - 2



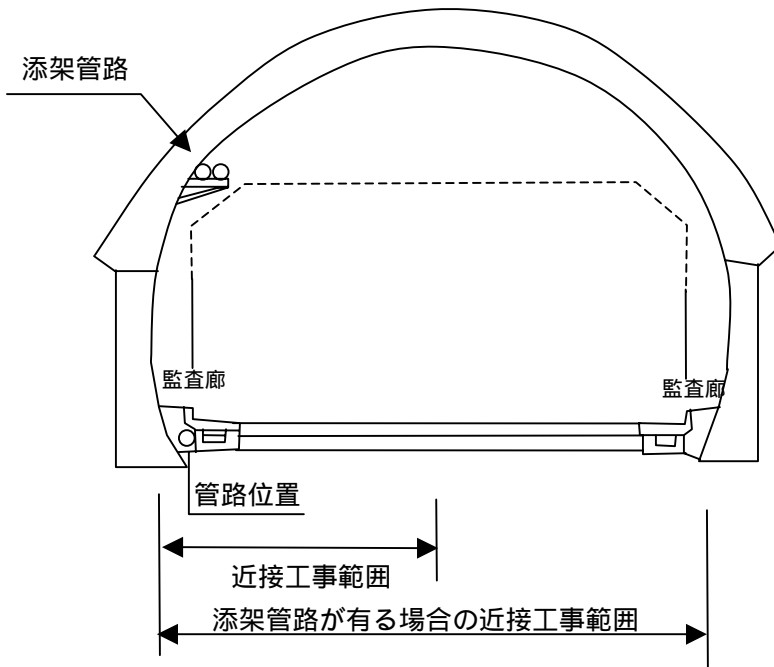
\* 道路横断箇所が不明確な場合は、横断を予測されるハンドホール間区間を近接工事範囲とする。  
道路横断箇所が明確な場合は、前後 10m を近接工事範囲とする。

例 4 . 光ケーブルが架空にある場合



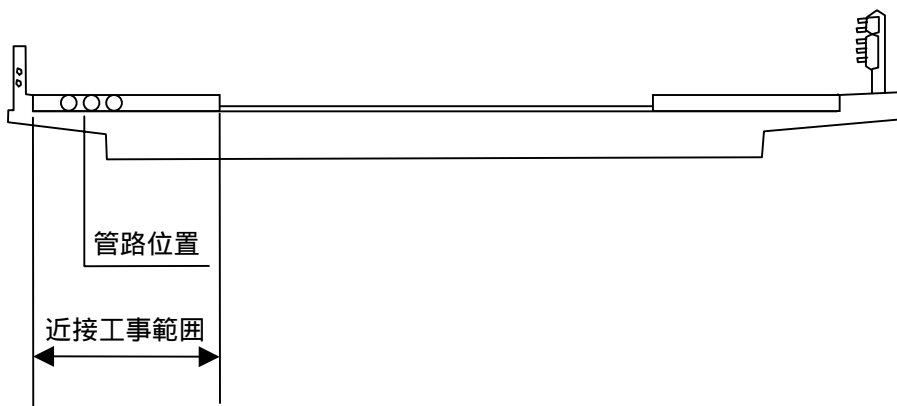
\* 近接して重機（クレーン、掘削機）等の機械作業により、損傷を与える恐れのある場合があるので、道路全幅を近接工事の範囲とする。

例5．トンネル内の場合



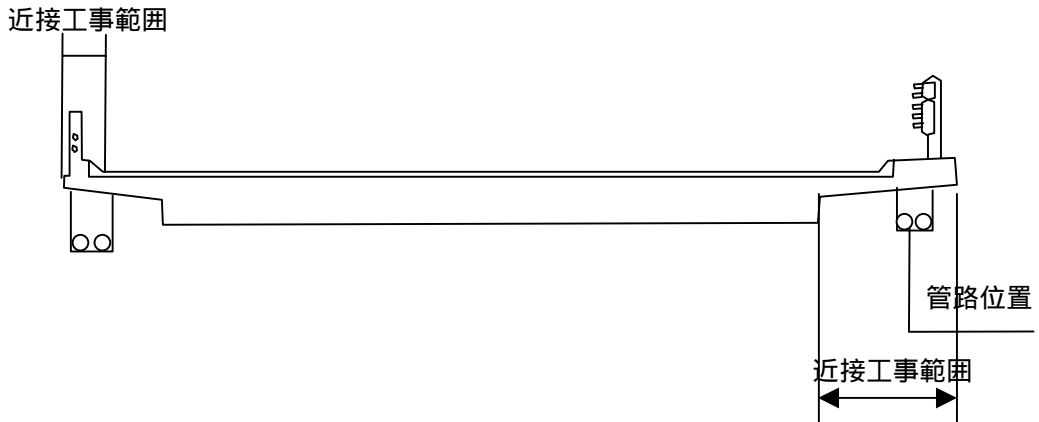
\* 管路が監査廊に埋設されている場合は、舗装打換等による影響が懸念されるので、道路半幅を近接工事範囲とする。  
 添架管路がある場合には、近接して重機（クレーン、掘削機）等の機械作業により損傷を与える恐れのある場合があるので、トンネル内全てを近接工事範囲とする。

例6．橋梁歩道部に埋設の場合



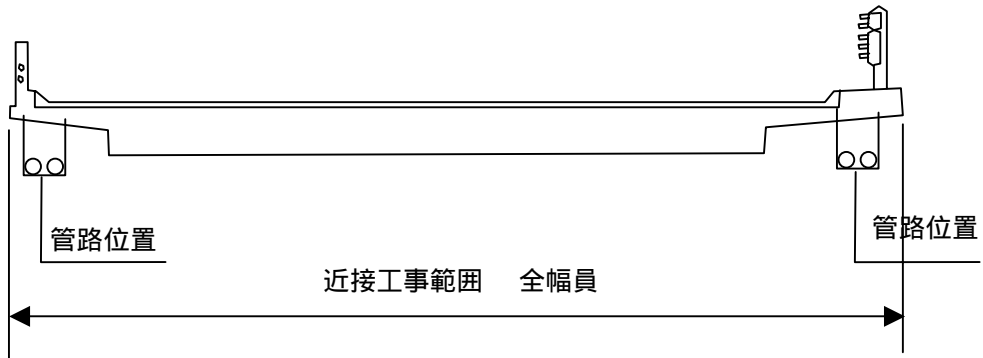
例7．橋梁添架の場合（張り出し床版部で作業がある場合）

橋面上（路上）作業



- \* 近接して橋面上（路上）作業の場合、高欄部付近を近接工事範囲とする。
- 近接して橋面下（吊足場等による橋面下）作業の場合、張出部床版部付近を近接工事範囲とする。

例8．橋梁添架の場合（橋梁下で重機等の作業がある場合）



- \* 橋梁高架部等で光ケーブル等が添架されている箇所において、近接して重機（クレーン、掘削機）等の機械作業により損傷を与える恐れのある場合があるので、全幅近接工事の範囲とする。

#### (4) 工事計画(案)のチェックと確定

##### 試掘

##### 1) 試掘の実施

試掘は以下に該当する場合に行うこととする。

- ・ 現地の設備状況と管理台帳が合っていない箇所。
- ・ 電線共同溝、情報ボックスと当該工事(掘削及び仮設構造物を含む)の離隔が1.0m以下の箇所。なお、台帳等の既存資料では埋設位置が正確に確認できない、光ケーブル等が曲線配置されている等の理由により1.0m以下と想定される場所を含む。
- ・ 光ケーブル等の分岐箇所、構造物近接箇所等特異な箇所。

また、ガードレール等施工箇所が特定できるものについては、ジャストポイントでの試掘も検討する。

なお、試掘場所を決定できない等においては、以下の手順を参考に必要な試掘を行うこと。

- ・ 現地調査(マンホール・横断管等の地下構造物の位置・深さ・大きさなどの埋設状況確認)
- ・ 光ケーブル地中探査(概略位置、深さ。特に、地下構造物近傍の敷設状況確認)
- ・ 試掘の実施

##### 2) 占用企業者等の立会

試掘にあたっては道路管理者は関係する占用企業者等に立会を要請することとする。

##### 工事計画(案)の設備事故の可能性評価

工事計画(案)の設計及び施工方法について、設備事故を起こすおそれがないか、慎重に評価する。設備事故を起こす可能性がある例としては、以下のような場合があげられる。

- ・ 掘削範囲内に電線共同溝・情報ボックスが入る区間で機械掘削を行う場合。
- ・ 仮設構造物と電線共同溝・情報ボックスが近接する区間で機械施工を行う場合。
- ・ 舗装版切断範囲内に電線共同溝・情報ボックスが浅くある場合。

##### 設計、施工方法の変更の検討

設備事故を起こす可能性がある場合は、設計、施工方法を設備事故を起こさないものに変更し、変更後の工事計画を工事計画(事前協議案)とする。

変更が不可能な場合は、設備の移設(支障移転)について検討を行う。〔7.支障移転を参照〕当初の工事計画(案)どおりに施工しても設備事故が発生しない位置へ設備を移設する場合は、工事計画(案)を工事計画(事前協議案)としてよい。

##### 工事計画(事前協議案)

##### 1) 工事計画(事前協議案)の作成は以下の項目に留意して作成する

(設備の位置確認)

1. 設備状況は管理台帳と合っているか。
2. 試掘は必要か。
3. 試掘が必要な場合、試掘を行っているか。
4. 以上により設備の位置は正確に把握されているか。

(設備事故の可能性)

5. 設計は設備に影響を及ぼすか。
6. 施工方法は設備に影響を及ぼすか。
7. 設備に対し、所要の防護措置をとっているか。
8. 以上により、設備事故は起こらないと判断できるか。

(工事計画(事前協議案)の図面への設備位置の明示)

9. 工事計画(事前協議案)の図面に電線共同溝、情報ボックスの平面位置、縦断位置が明示されているか。

##### 2) 占用企業者等への事前協議

関係する占用企業者等へ工事計画(事前協議案)について公文書により事前協議を行うこととする。

##### 工事計画(協議案)

##### 1) 工事計画(協議案)の作成

占用企業者等からの回答を踏まえ、必要がある場合は工事計画(事前協議案)を修正し、工事計画(協議案)を作成する。

##### 2) 占用企業者等への協議

関係する占用企業者等へ工事計画(協議案)について公文書により協議を行うこととする。

##### 工事計画の確定

回答を踏まえ、工事計画を確定する。

なお、工事計画の図面には、電線共同溝、情報ボックスの平面位置、縦断位置を明示すること。

## (5) 工事の施工

### 請負者の責務

- ・設備事故防止管理者を定め、発注者に報告すること。
- ・事故発生時の連絡体制を定め、発注者に報告すること。
- ・設備事故防止の観点から施工体制を定めること。
- ・作業員に対し、光ケーブルの切断事故の重大性や作業上留意しなければならない事項、事故が発生した場合は設備事故防止管理者にただちに連絡すること等について周知徹底すること。  
また、その周知方法を発注者に報告すること。
- ・着手準備又は施工にあたって、必要がある場合道路管理者及び占用企業者等の立会を求めること。その場合、占用企業者等に対しては道路管理者を経由して要請すること。
- ・その他必要な事項  
なお、設備事故防止管理者は、設備事故防止の請負者の責任者であり、現場代理人又は監理技術者とする。

### 緊急連絡先リストへの追加

請負者からの設備事故防止管理者及び連絡体制の報告を受けて道路管理者は2 - 1で作成した緊急連絡先リストにこれらを追加する。

また追加後の緊急連絡先リストについて占用企業者等に通知することとする。

### 変更

やむを得ず、現場状況等により工事施工延長の追加や施工方法が変更となる場合は、変更となる範囲についても本マニュアルに沿って手続きを行うこと。

## (6) 工事の完了

### 工事の確認

発注者（道路管理者）は、工事が工事計画どおり施工されているか確認を行う。また、必要に応じて台帳の修正等を行う。

### 関係占用企業者等への通知

事務所長から公文書により、関係占用企業者等へ工事結果について通知する。

3 - 3 占用企業者等が行う近接工事

(1) 手続きフロー

図3 - 2 に示すとおり、工事計画（事前協議案）の作成、その審査、工事の施工及び工事の完了の各段階において、道路管理者及び工事を施行する占用企業者等が設備事故防止の観点から各々の役割、手続きを適切に行うものとする。

なお、情報ボックス管理規程（案）第6条第4項により、災害復旧等緊急の工事については本マニュアル（案）の適用外とする。

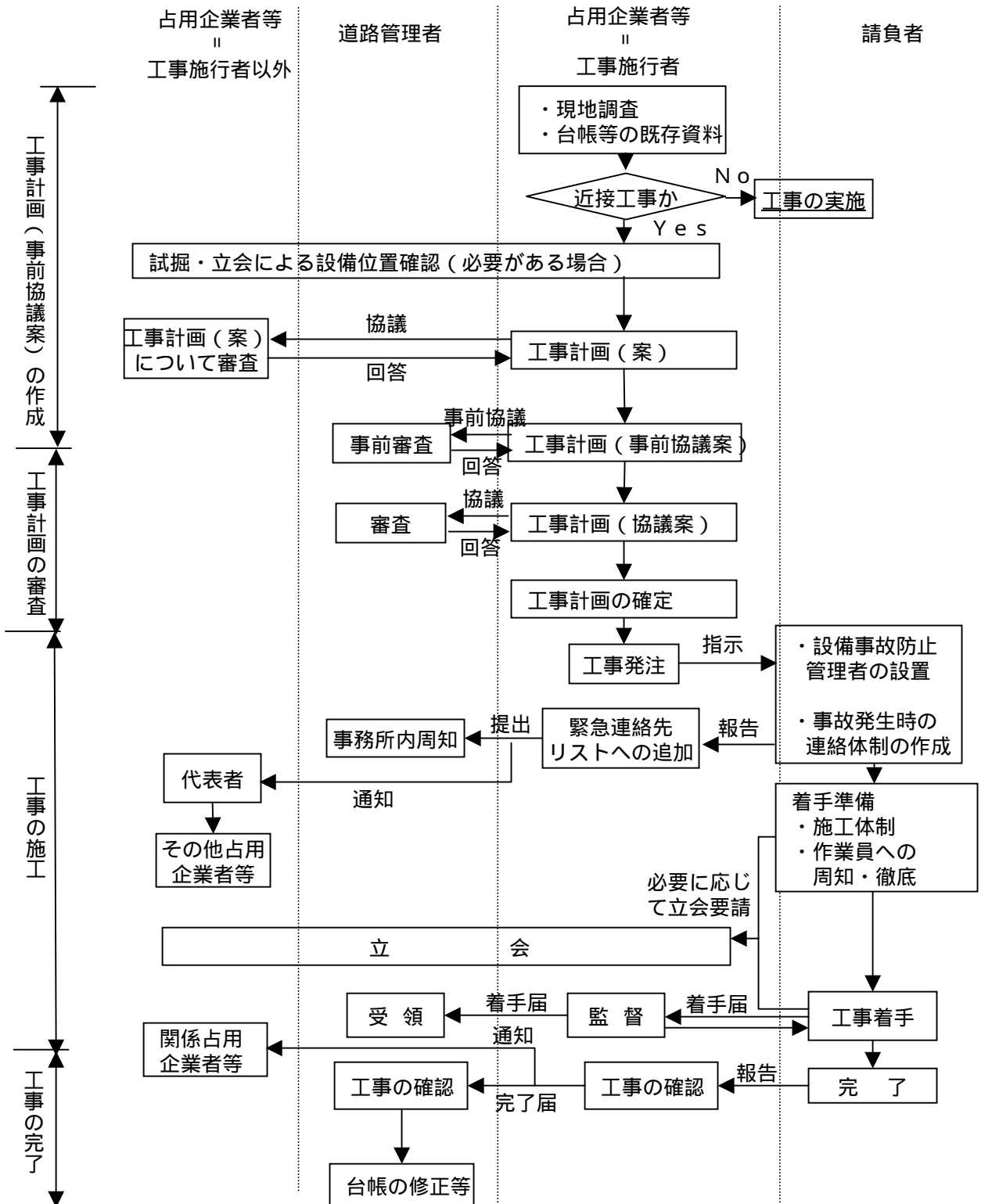


図3 - 2 占用企業者等が近接工事を行う場合の手続きフロー

( 2 ) 近接工事の判断

占用企業者等は、3 - 2 ( 3 ) と同様に、近接工事の判断を行う。

( 3 ) 工事計画 ( 事前協議案 )

工事を施行する占用企業者等は、3 - 2 ( 2 ) を踏まえ工事計画 ( 事前協議案 ) を作成し、公文書により事務所長に対し事前協議を行う。

なお、工事計画 ( 事前協議案 ) の作成にあたっては以下のことを行うこと。

- ・ 試掘が必要と判断される場合は、道路管理者、他の占用企業者等立会のもと試掘を実施すること。
- ・ 他の占用企業者等と工事計画について文書により協議を行いそれを完了すること。

工事計画の留意点

占用企業者等が作成した工事計画 ( 事前協議案 ) を提出する際は、電線共同溝、情報ボックスの平面位置、縦断位置が工事計画 ( 事前協議案 ) の図面に明示されていること。

1 ) 近接工事の判断

3 - 2 ( 3 ) に基づき、当該工事が近接工事か否かを判断する。

近接工事に該当する場合は2 ) 以下について留意する。

2 ) 試掘の実施

試掘は以下に該当する場合に行うこととする。

- ・ 現地の設備状況と管理台帳が合っていない箇所。
- ・ 電線共同溝、情報ボックスと当該工事 ( 掘削及び仮設構造物を含む ) の離隔が1 . 0 m以下の箇所。なお、台帳等の既存資料では埋設位置が正確に確認できない、光ケーブル等が曲線配置されている等の理由により1 . 0 m以下と想定される場所を含む。
- ・ 光ケーブル等の分岐箇所、構造物近接箇所等特異な箇所。

また、ガードレール等施工箇所が特定できるものについては、ジャストポイントでの試掘も検討する。

なお、試掘場所を決定できない場合においては、以下の手順を参考に行うこと。

- ・ 現地調査 ( マンホール・横断管等の地下構造物の位置・深さ・大きさなどの埋設状況確認 )
- ・ 光ケーブル地中探査 ( 概略位置、深さ。特に、地下構造物近傍の敷設状況確認 )
- ・ 試掘の実施 ( 立会 )

3 ) 設備事故の可能性評価

工事計画 ( 案 ) の設計及び施工方法について、設備事故を起こすおそれがないか、慎重に評価する。設備事故を起こす可能性がある例としては、以下のような場合があげられる。

- ・ 掘削範囲内に電線共同溝・情報ボックスが入る区間で機械掘削を行う場合。
- ・ 仮設構造物と電線共同溝・情報ボックスが近接する区間で機械施工を行う場合。
- ・ 舗装版切断範囲内に電線共同溝・情報ボックスが浅くある場合。

4 ) 工事計画 ( 事前協議案 ) について、占用企業者等への協議は完了しているか。

なお、協議は文書で行われていなければならない。

( 4 ) 工事計画 ( 協議案 )

占用企業者等は、道路管理者からの回答を踏まえ工事計画 ( 協議案 ) を作成し、公文書により事務所長に対し協議を行う。

なお、協議は道路法等に基づく手続き ( 電線共同溝占用工事施行承認申請書等 ) と併せて行うことができる。

また、工事計画 ( 協議案 ) の作成にあたり、工事計画 ( 事前協議案 ) が変更になる場合は、他の占用企業者等と公文書にて再協議を行うものとする。



## (5) 工事の施工

占有企業者等は、道路管理者から付された条件等を遵守し、設備事故を起こさないよう適切に施工する。

請負者の責務。

- ・設備事故防止管理者を設置する。
- ・事故発生時の連絡体制を作成する。
- ・設備事故防止の観点から適切な施工体制をとる。
- ・設備事故防止管理者は、作業員に対し、光ケーブルの切断事故の重大性や作業上留意しなければならない事項、事故が発生した場合は設備事故防止管理者にただちに連絡すること等について周知・徹底する。
- ・着工準備又は施工にあたって、必要がある場合は道路管理者及び占有企業者等の立会を求めらる。

緊急連絡先リストへの追加

設備事故防止管理者及び事故発生時の連絡体制について、すみやかに請負者から報告を受け、2 - 1 で作成した緊急連絡先リストへ追加すること。

また、追加後のリストを道路管理者に提出するとともに、他の占有企業者等に通知すること。

工事に着手した時は、道路管理者に着手届（様式 3 - 4）を提出するとともに、請負者の施工を適切に監督すること。

工事完了時に、工事が工事計画どおり施工されているか確認し、必要がある場合は請負者に手直しをさせること。

## (6) 工事の完了

占有企業者等は道路管理者から付された条件等を遵守し、工事の確認を行い、道路管理者へ完了届を提出するとともに、他の占有企業者等へ工事結果を通知する。

道路管理者は、工事の確認を行うとともに、必要に応じて台帳の修正等を行う。

# 電線共同溝・情報ボックス占用・接続工事着手届

第 平成 年 月 日 号

工事事務所  
出張所長殿

〒  
住 所  
氏 名  
(担当者)

TEL - - (印)

平成 年 月 日付け 第 号で協議回答のあった電線共同溝・情報ボックス  
占用・接続工事は下記のとおり着手しますから届出ます。

## 記

1. 場 所 一般国道 号  
(自) 県 市 町 地先 ~ (至) 県 市 町 地先  
〔距離標: k p ~ k p (上り・下り・横断) L = km〕
2. 着手予定年月日 平成 年 月 日
3. 工事責任者 名称  
TEL - -

(この届書は着手3日前までに担当出張所に提出してください。)

# 電線共同溝・情報ボックス占用・接続工事完了届

第 号

平成 年 月 日

工事事務所

出張所長殿

〒

住 所  
氏 名

( 担当者 )

TEL

-

印

平成 年 月 日付け 第 号で許可を受けた電線共同溝・情報ボックス占用・接続工事が完了しましたので、下記のとおり届出ます。

## 記

1. 場 所

一般国道 号

( 自 ) 県 市 町 地先 ~ ( 至 ) 県 市 町 地先

[ 距離標 : k p ~ k p ( 上り・下り・横断 ) L = km ]

2. 工事期間

平成 年 月 日 着手  
平成 年 月 日 完了

.....

上記工事について検査した結果、当該工事が完了したことを確認しました。

平成 年 月 日

工事事務所

出張所長

3 - 4 道路管理者・占有企業者等以外の者が行う近接工事

(1) 手続きフロー

3 - 3 と同様に、道路管理者と近接工事施行者が各々の役割、手続きを適切に行うことにより、設備事故の防止を図ることとする。

なお、情報ボックス管理規程（案）第6条第4項に準じ、災害復旧等緊急の工事については本マニュアル（案）の適用外とする。

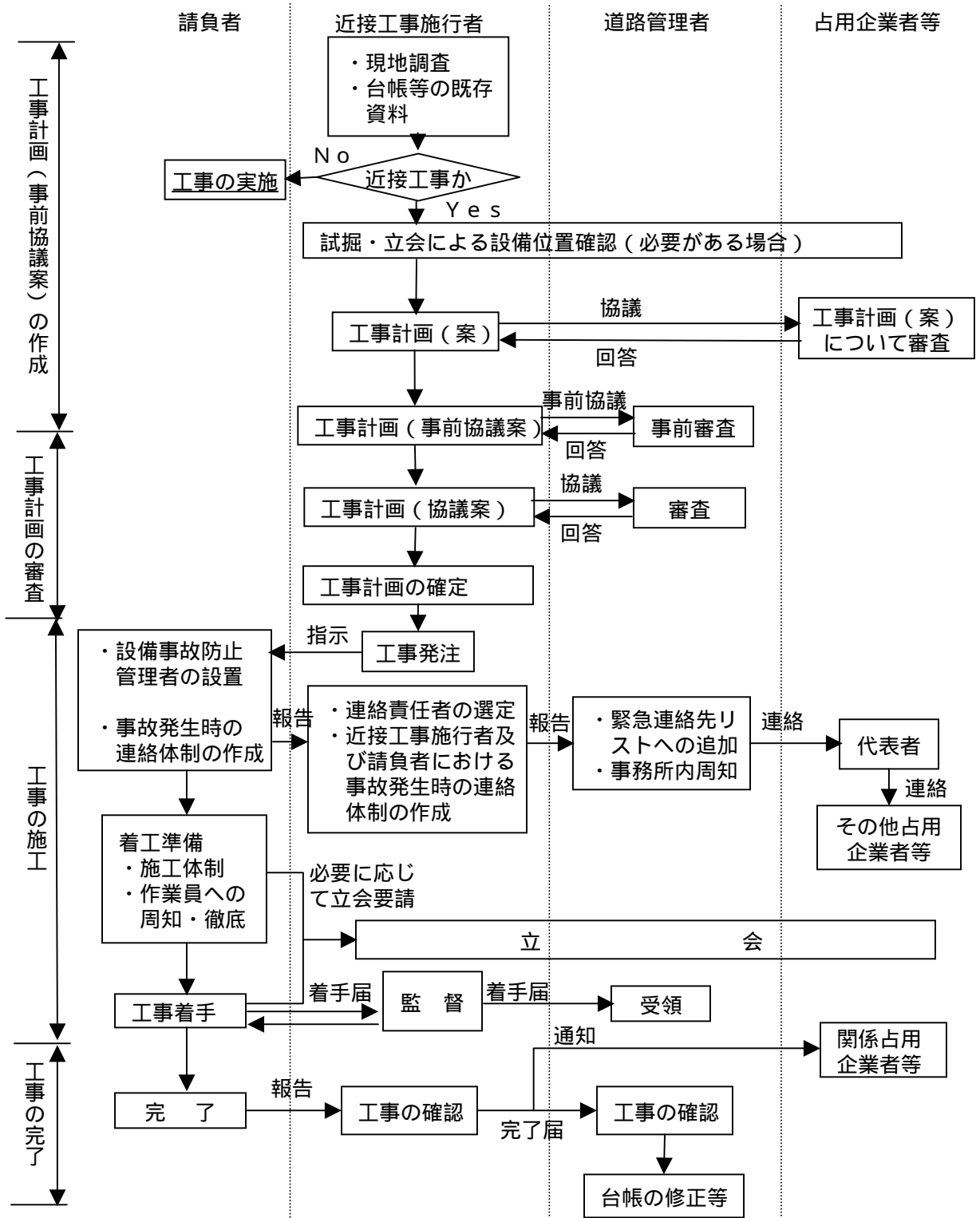


図3 - 3 道路管理者・占有企業者等以外の者が近接工事を行う場合の手続きフロー

(2) 手続きフローの詳細

3 - 3 ( 2 ) ~ ( 6 ) において「工事を施行する占有企業者等」を「工事施行者」と読み替えるものとする。

但し、以下のとおり一部を修正する。

- ・ 3 - 3 ( 5 ) ) を以下のとおり変更する。

緊急連絡先リストへの追加

緊急の場合にすみやかに連絡がとれるよう、連絡責任者を定めること。また、請負者の設備事故防止管理者及び連絡体制を含めた当該工事における事故発生時の連絡体制を作成し、道路管理者に報告すること。

- ・ 3 - 3 ( 5 ) の冒頭に以下を追加する。

道路管理者は、工事施行者からの連絡責任者、請負者の設備事故防止管理者及び事故発生時の連絡体制の報告を受けて、2 - 1 で作成した緊急連絡先リストにこれらを追加する。また、追加後の緊急連絡先リストについて占有企業者等に周知することとする。

## 4 . 事故発生時の対応

### 4 - 1 連絡系統

- ( 1 ) 事故発生時の連絡の流れを以下に示す。  
以下に、各ケースにおける連絡系統を示す。

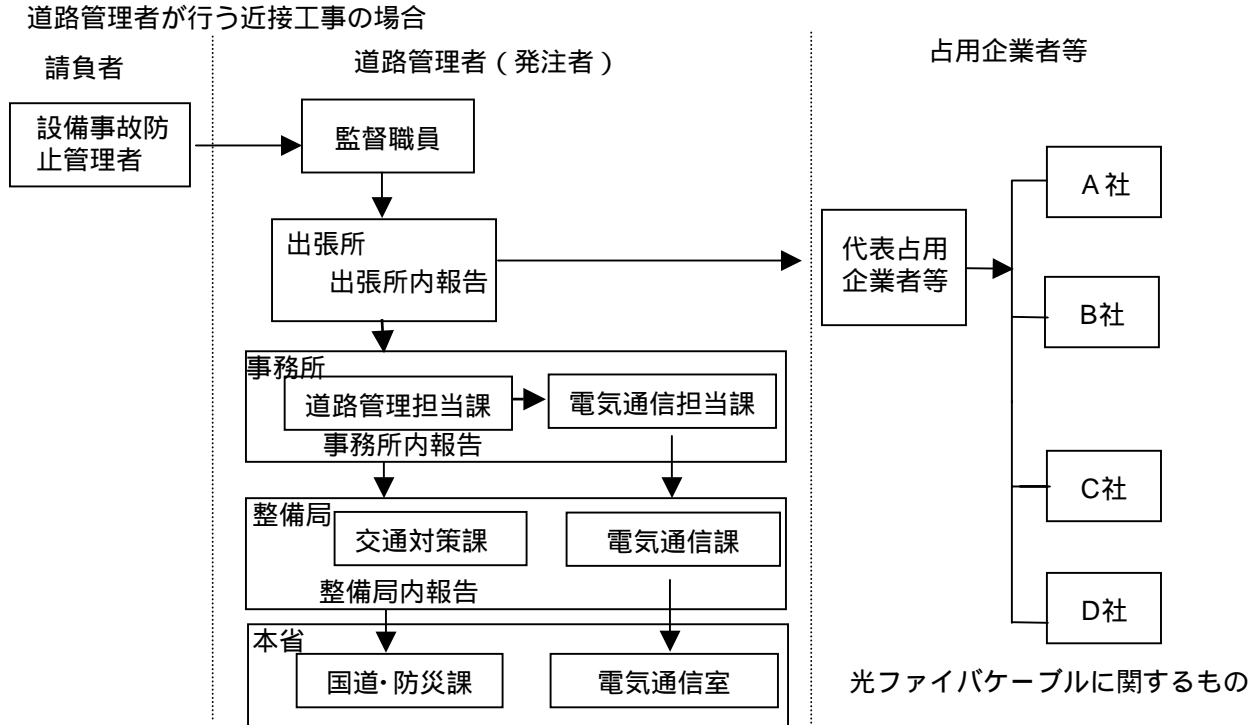


図 4 - 1 道路管理者が行う近接工事において事故が発生した場合の連絡系統

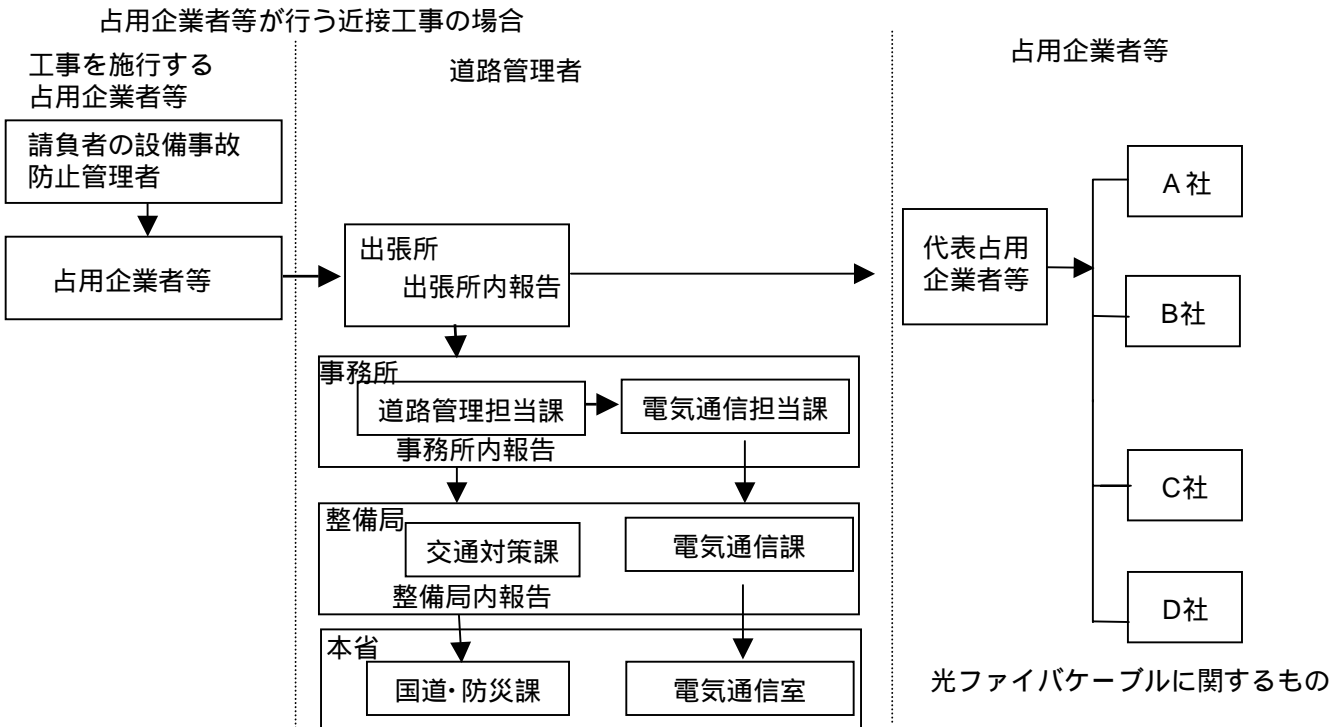


図 4 - 2 占有企業等が行う近接工事において事故が発生した場合の連絡系統

道路管理者、占有企業者等以外の者が行う近接工事の場合

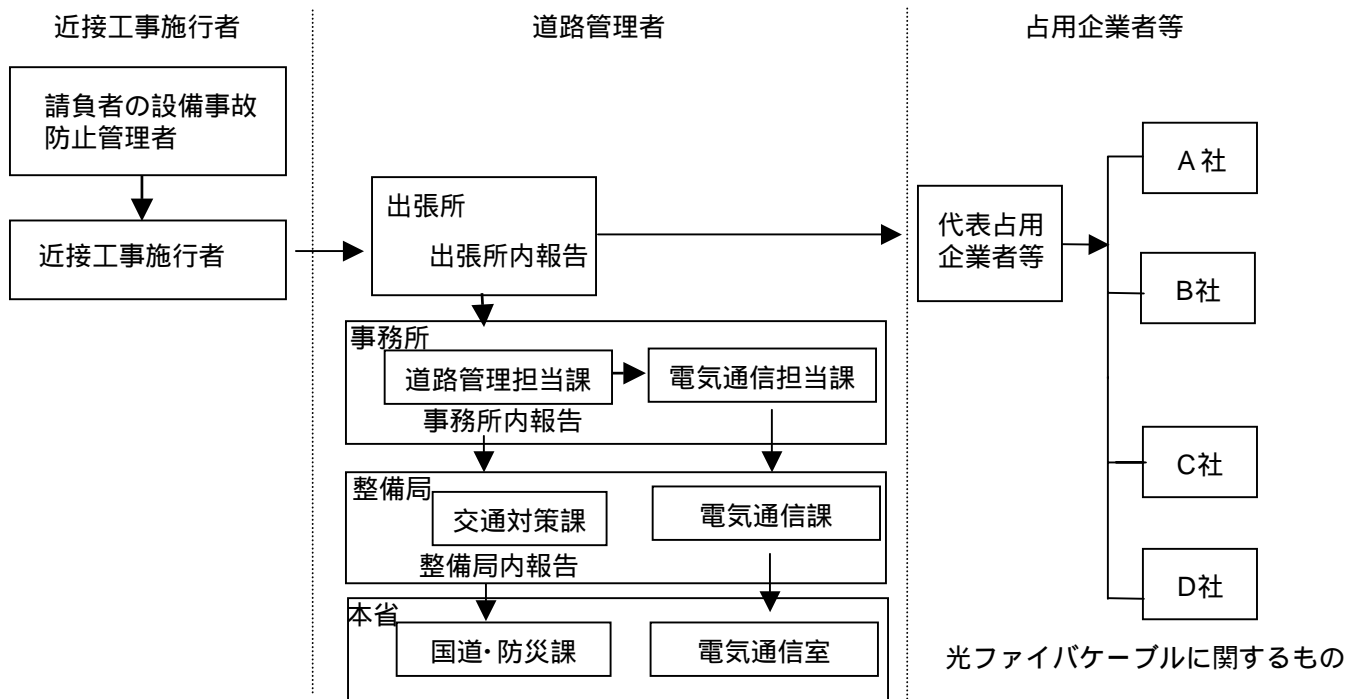


図4 - 3 道路管理者、占有企業者以外の者が行う近接工事において事故が発生した場合の連絡系統

近接工事以外（パトロールによる事故発見等）の場合

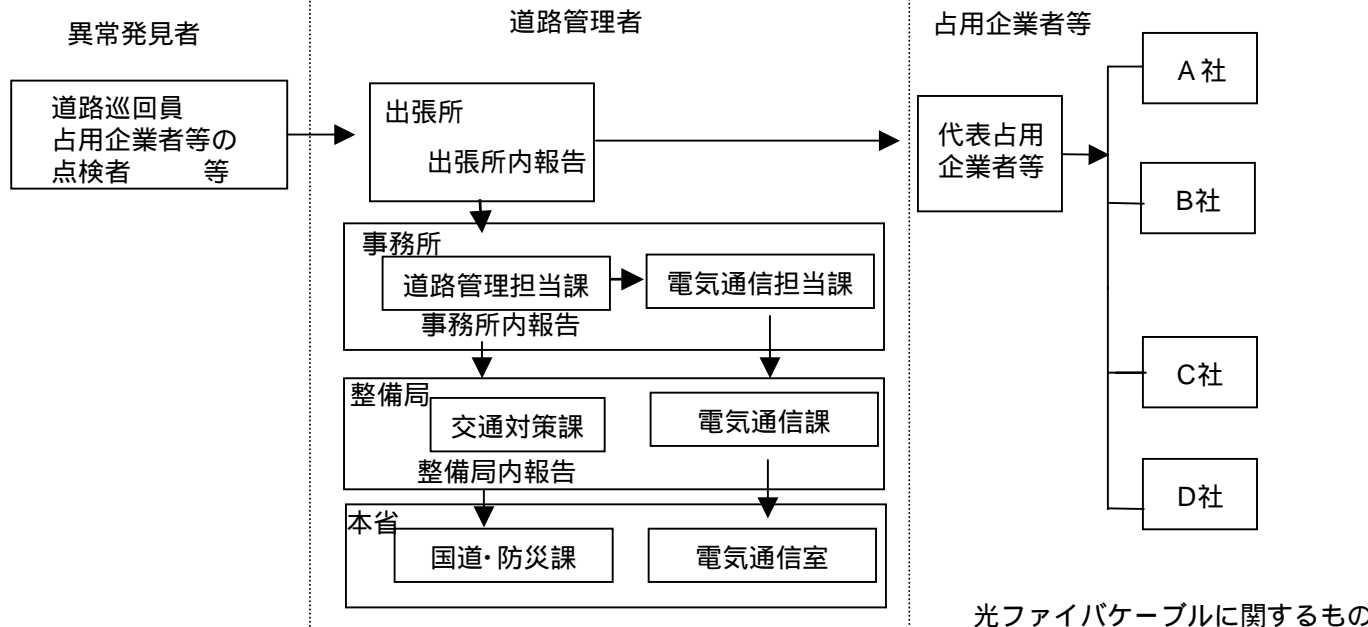
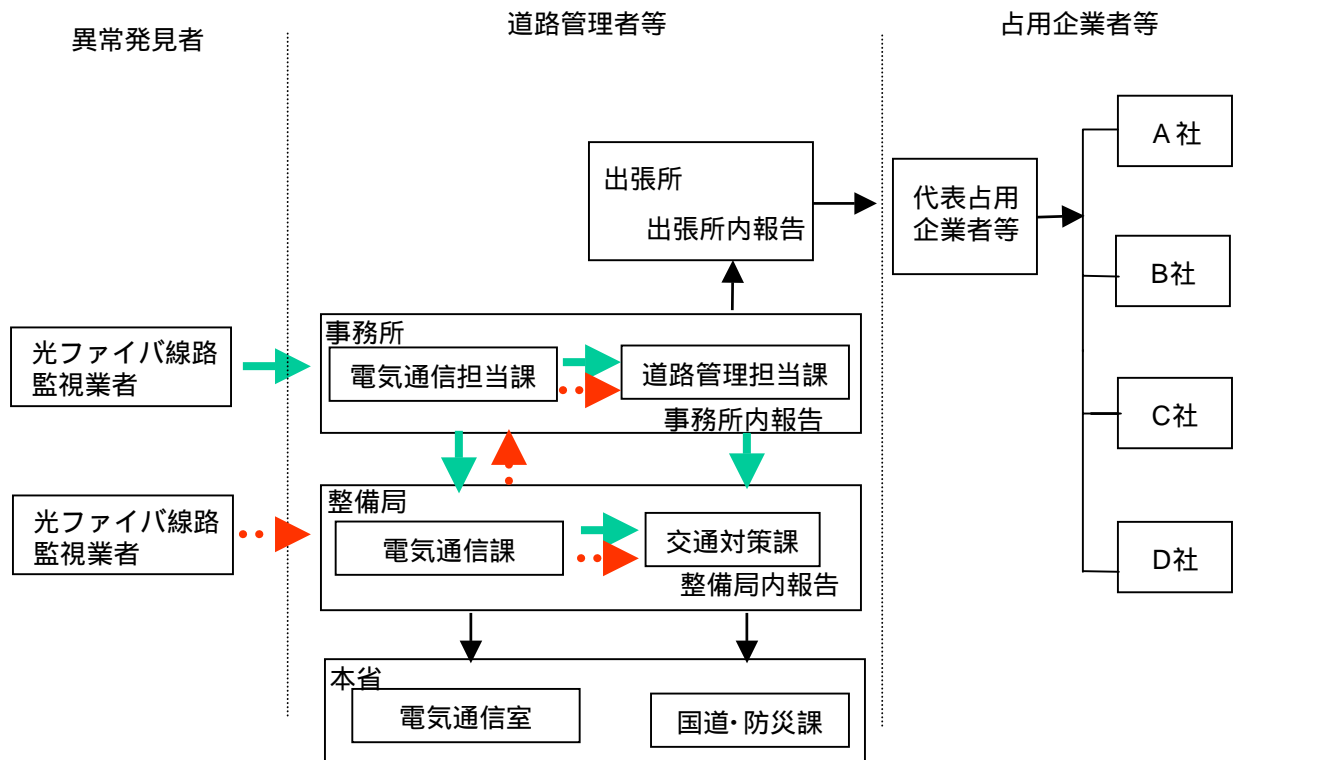


図4 - 4 パトロール等において事故を発見した場合の連絡系統

光ファイバ線路監視装置等による発見



電線共同溝・情報ボックスに異常がある場合

図4 - 5 光ファイバ線路監視装置等により事故を発見した場合の連絡系統

(2) 事故発生時の連絡先

事故発生時の連絡先は3 - 2 (5) 、 3 - 3 (5) 及び3 - 4 (2) で追加修正した緊急連絡先リストによること。



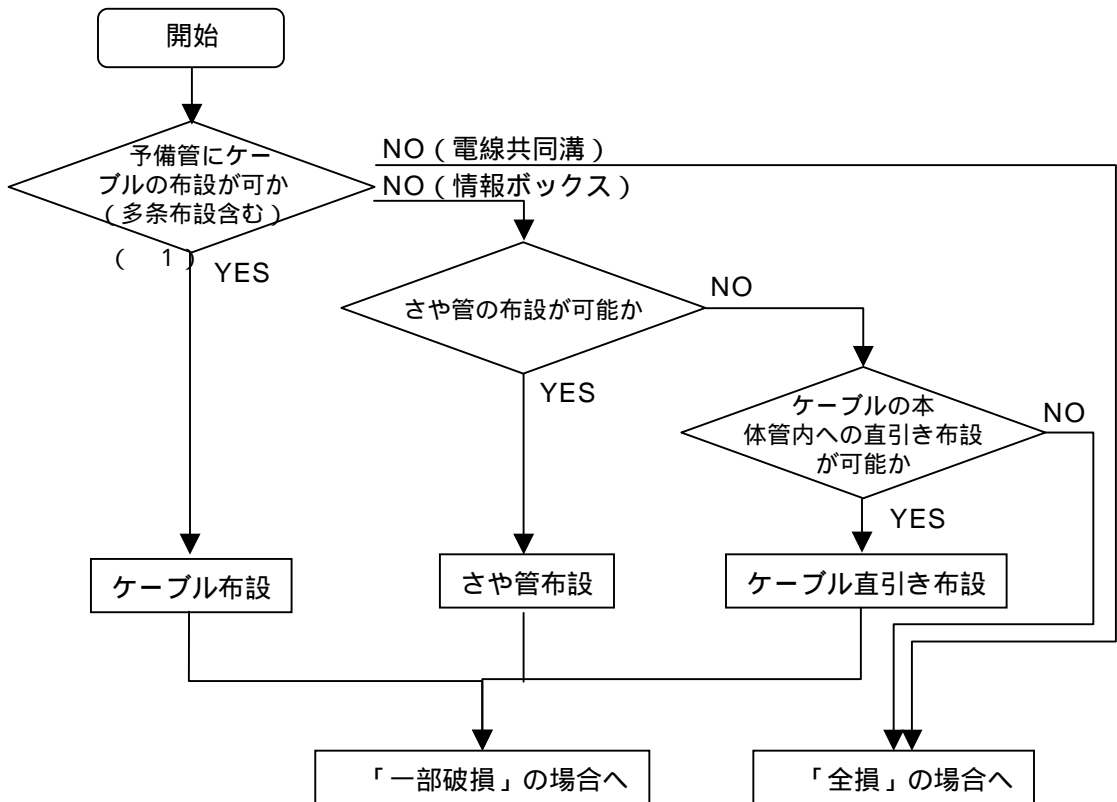
## 4 - 2 応急復旧

### ( 1 ) 即応体制の確立、機器類の準備

設備の復旧を早急に行うために、道路管理者及び各占用企業者等は各々即応体制を確立させておくこと。また、修理用機材、器具、ケーブルおよびクロージャ－等を保有するなど資材、機材を備えておくこと。

### ( 2 ) 復旧方法

設備事故発生時に、道路管理者・占用企業者等が、被災状況を確認した後の設備の復旧方法については、設備事故発生箇所の状態により、全損の場合、一部破損の場合とで対応が異なる。なお光ファイバケーブル損傷の場合は、「8.光ファイバケーブルの管理」に基づく対応を行う。図4 - 6に被災状況確認の手順を示す。



( 1 ) 同一管路内に入線する他の占用企業者の了承を得る必要がある

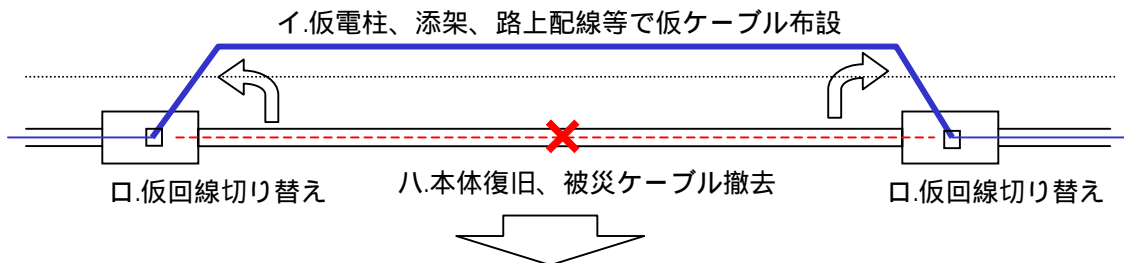
図4 - 6 被災状況確認の手順

全損の場合

設備事故発生箇所の設備が寸断されている場合、及び一部破損で電線共同溝・情報ボックス内にケーブルを布設することが不可能な場合（予備管が不足する、予備管がない場合）の方法である。

1) 図4-7に全損の場合の復旧手順を示す。

- イ. 仮ケーブルを現場状況に応じて布設する（仮電柱、添架、路上配線）
- ロ. 被災ケーブルから仮ケーブルへ回線の切り替えを行う
- ハ. 本体の事故箇所を復旧する（被災ケーブル撤去）



- ニ. 復旧した電線共同溝・情報ボックスに本ケーブルを布設する
- ホ. 仮ケーブルから本ケーブルへの回線切り替えを行う
- ヘ. 仮ケーブルを撤去する

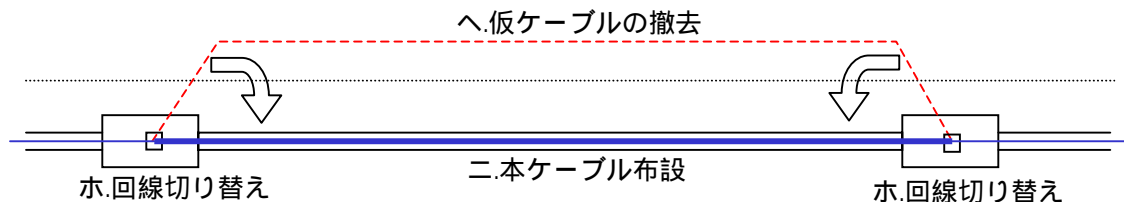
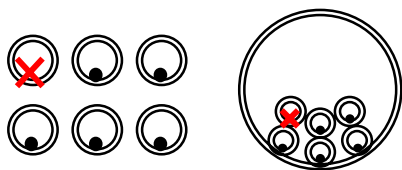
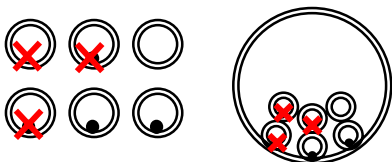


図4-7 全損の場合の復旧手順

2) 図4-8に予備管が確保できない場合の状況を示す。



( ) 予備管がない場合



( ) 予備管が不足する場合

凡例

✖	: 被災設備
○	: 幹線管、さや管
●	: ケーブル

図4-8 予備管が確保できない場合

### 一部破損の場合

設備事故発生箇所が一部破損の場合で、予備管の確保、及び本体管内にケーブルを布設することが可能な場合の方法である。

図4 - 9 に一部破損の場合の復旧手順を示す。

- イ. 予備管へケーブルを布設する
- ロ. 回線切り替えを行う
- ハ. 本体の事故個所の復旧を行う

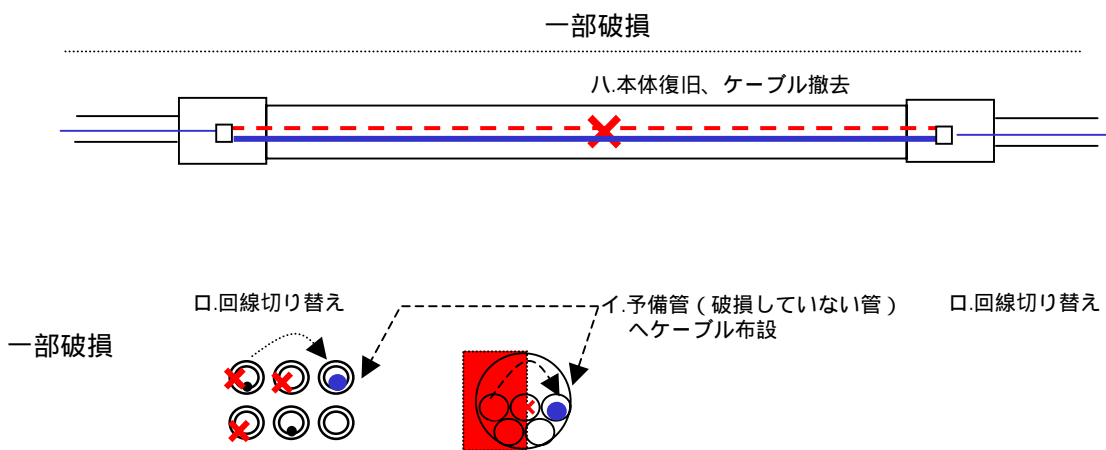


図4 - 9 一部破損の場合の復旧手順

## 5 . 電線共同溝、情報ボックスへの入出溝管理

### ( 1 ) 入出溝の手順

入溝作業者等が点検・工事等に伴い電線共同溝・情報ボックスのハンドホールに入溝する場合は、図5-1のとおり、適切に入出溝管理を行う。

なお、占用物件の設備事故等やむを得ない事由により緊急に入溝が必要になった場合は、入溝前に電話により「緊急」として連絡することにより、入溝許可申請書に代えることができる。その場合、事後速やかに入溝許可申請書を提出し、事後承認を受ける。

( ■ は緊急時 )

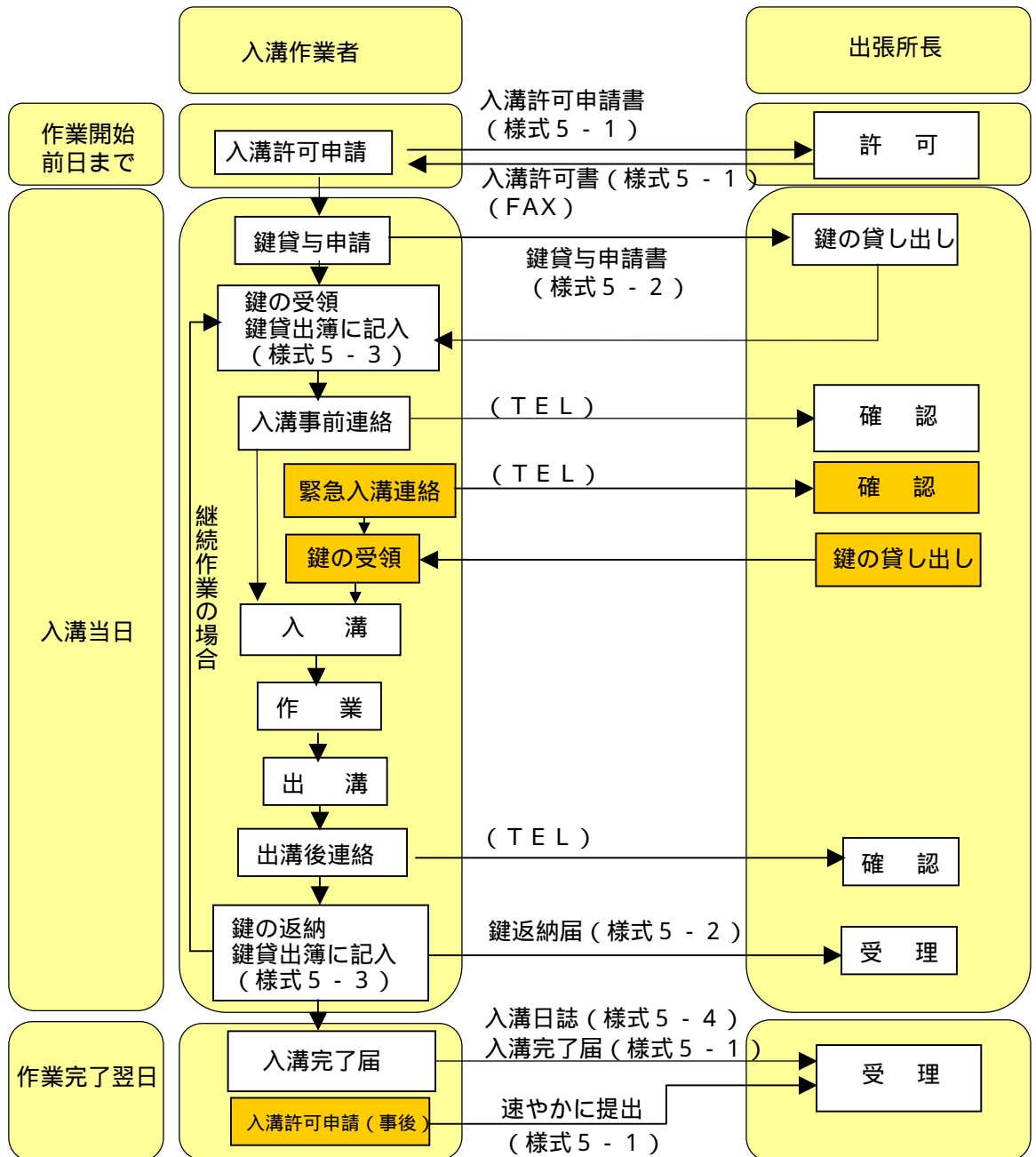


図5-1 入出溝フロー

( 2 ) 入溝許可申請と完了届

入溝業者等は、入溝責任者を定めて作業開始の前日までに電線共同溝・情報ボックス入溝許可申請書(様式5-1)を出張所長に提出し許可を受ける。

また、作業が完了した場合は、速やかに電線共同溝・情報ボックス入溝完了届(様式5-1)を出張所長に提出する。

( 3 ) ハンドホール蓋の鍵の使用

鍵は、遠方での作業等のため出張所長が特別に許可した場合を除き、入溝期間中毎日貸与を受け、毎日返納する。

なお、遠方での作業等のため出張所長が特別に許可した場合でも、1週間毎に返納する。

鍵の貸与を受ける者は、鍵の使用責任者及び入溝責任者を定めて出張所長に電線共同溝・情報ボックス鍵貸与申請書(様式5-2)を提出し、電線共同溝・情報ボックス鍵貸出簿(様式5-3)に必要な事項を記入の上、鍵の使用責任者が鍵の貸与を受ける。

なお、鍵の使用責任者と入溝責任者は兼務することができる。

鍵の使用責任者は、鍵を返納する時は、電線共同溝・情報ボックス鍵返納届(様式5-2)に必要な事項を記載の上、出張所長に提出すると共に、電線共同溝・情報ボックス鍵貸出簿(様式5-3)に必要な事項を記入して鍵を返納し、確認を受ける。

鍵を紛失した場合は、関係する鍵及び錠の取り替え費用を負担するものとする。

( 4 ) 入出溝の記録

入溝責任者は、出溝した時は、電線共同溝・情報ボックス入溝日誌(様式5-4)に必要な事項を記載の上、出張所長に提出する。

なお、入溝日が連続する場合で、1週間に満たないときには入溝完了日に、1週間を超えるときには1週間分を翌週の初日に、まとめて提出することができる。

( 5 ) 異常発見時の報告

入溝責任者は、ハンドホールへの入溝に際し、電線共同溝・情報ボックスや収容物件に異常を発見した時、若しくは危険を及ぼすような事故が発生し又は発生する恐れになった時には、直ちに出張所長に通報すると共に、状況によっては応急的な措置を講じる。

前号に該当する場合は、速やかに設備異常発見報告届(様式5-5)を出張所長に提出する。

## 電線共同溝・情報ボックス入溝許可申請書

[ 事前・緊急(事後) ]

第 号  
平成 年 月 日

工事事務所 出張所長 殿

〒 -  
住所  
氏名 印  
(担当者) TEL

下記のとおり電線共同溝・情報ボックスに入溝したいので許可を申請します。

記

1. 入溝箇所 一般国道 号  
(距離標 k p ~ k p (上り・下り・横断) L = km)  
(自) 県 市 町 地先 ~ (至) 県 市 町 地先
2. 入溝目的
3. 入溝期間 自 平成 年 月 日 時 分  
至 平成 年 月 日 時 分 日間
4. 入溝者等 入溝責任者: (作業従事者: 他 名)  
会社名: 住 所:  
連絡先: TEL
5. 火気使用 有・無 (使用火気名: ) (作業内容: )  
火気使用責任者:

第 号 平成 年 月 日
工事事務所 出張所長 印
上記については 別紙条件を付して 許可 / 不許可とします。

電線共同溝・情報ボックス入溝(作業)完了届

第 号  
平成 年 月 日

工事事務所 出張所長 殿

〒 -  
住所  
氏名 印  
(担当者) TEL

先に許可のあった電線共同溝・情報ボックスの入溝は下記のとおり作業が完了したので届けます。

記

1. 入溝箇所 一般国道 号  
(距離標 k p ~ k p (上り・下り・横断) L = km)  
(自) 県 市 町 地先 ~ (至) 県 市 町 地先
2. 許可年月日・番号 平成 年 月 日 第 号
3. 完了年月日 平成 年 月 日  
(この届書は完了日に担当出張所に提出してください。)

上記作業が完了したことを確認しました。

平成 年 月 日  
工事事務所 出張所長 印

## 許 可 条 件 （ 例 ）

## 1 . 異常時等の通報に関すること

- 1 ) 電線共同溝・情報ボックスのハンドホールへの入溝に際し、電線共同溝・情報ボックスや収容物件に異常を発見した時、若しくは危険を及ぼすような事故が発生し又は発生する恐れになった時には、直ちに出張所長に通報すると共に、状況によっては応急的な措置を講じること。
- 2 ) 前号に該当するは、速やかに設備異常発見報告書を出張所長に提出すること。

## 2 . 入溝時の事故防止に関すること

- 1 ) 電線共同溝・情報ボックスのハンドホールへの入溝に際しては、関係法令を遵守すること。
- 2 ) 入溝する場合は、入溝責任者が現地に常駐し、電線共同溝・情報ボックス入溝許可書及び緊急連絡系統を携帯すること。
- 3 ) 入溝者は、必ず保安帽、作業衣を着用すると共に、入溝責任者は腕章の着用と身分証明書を携帯すること。
- 4 ) 入溝責任者は、入溝前に電線共同溝・情報ボックス内の有毒なガス等の有無を確認すること。
- 5 ) 電線共同溝・情報ボックスのハンドホール内での火気使用については、出張所長が許可した場合以外は使用しないこと。なお、火気使用にあたっては、消火器を携帯すること。
- 6 ) 電線共同溝・情報ボックスのハンドホール内は、禁煙とする。
- 7 ) 電線共同溝・情報ボックスの構造及び収容物件に支障を及ぼさないために、必要な措置を講じると共に、点検、工事等に伴う事故発生を未然に防止すべく万全の対策を行うこと。
- 8 ) 歩行者及び車両等道路交通に支障を及ぼす場合は、当該箇所に柵、コーン及び工事標識等を設けると共に、保安要員を配置するものとし、道路交通の危険防止に必要な措置を講じること。
- 9 ) 入溝完了後は、点検、工事用資機材をすみやかに搬出し、入溝区域の清掃を行うこと。
- 10 ) 入溝完了後は、ハンドホール蓋の施錠を確実にすること。

## 3 . 入溝時の記録に関すること

入溝した時は、電線共同溝・情報ボックス入溝日誌に必要な事項を記載の上、出張所長に提出すること。

なお、入溝日が連続する場合で、1週間に満たないときには入溝完了日に、1週間を超えるときには1週間分を翌週の初日に、まとめて提出することができる。

## 4 . ハンドホール蓋の鍵に関すること

- 1 ) 鍵は、入溝期間中、

{	毎日貸与を受け、毎日返納すること。
	1週間毎に返納すること。

該当しない方を消去すること。
- 2 ) 鍵の貸与を受ける時は、鍵の使用責任者及び入溝責任者を定めて、出張所長に電線共同溝・情報ボックス鍵貸与申請書を提出し、電線共同溝・情報ボックス鍵貸出簿に必要な事項を記入の上、鍵の使用責任者が鍵の貸与を受けること。なお、鍵の使用責任者と入溝責任者は兼務することができる。
- 3 ) 鍵の使用責任者は、鍵を返納する時は、電線共同溝・情報ボックス鍵返納届に必要な事項を記載の上、出張所長に提出するとともに、電線共同溝・情報ボックス鍵貸出簿に必要な事項を記入して鍵を返納し、確認を受けること。
- 4 ) 鍵を紛失した場合は、関係する鍵及び錠の取り替え費用を負担するものとする。

## 電線共同溝・情報ボックス鍵貸与申請書

第 号  
平成 年 月 日

工事事務所 出張所長 殿

〒 -

住所  
氏名  
(担当者) TEL 印

電線共同溝・情報ボックス保安細則第2条に基づき、電線共同溝・情報ボックス鍵の貸与を申請します。

## 記

1. 一般国道名(市町村名)
2. 鍵の使用責任者

会社名: 住所:  
連絡先: TEL

3. 入溝責任者

会社名: 住所:  
連絡先: TEL

4. 鍵の種類
5. 刻印番号

第 号 平成 年 月 日 工事事務所 出張所長 印
上記については 別紙条件を付して鍵を貸与する。

-----  
電線共同溝・情報ボックス鍵返納届

第 号  
平成 年 月 日

工事事務所 出張所長 殿

〒 -

住所  
氏名  
(担当者) TEL 印

先に貸与のあった鍵は下記のとおり返納しますので届けます。

## 記

1. 鍵の種類
2. 刻印番号
3. 貸与日時 平成 年 月 日

第 号 平成 年 月 日 工事事務所 出張所長 印
上記鍵の返納を確認した。



## 許可条件 (例)

- (1) 鍵の使用責任者は、貸与された鍵の保管に十分な措置を執り、許可された目的以外に鍵を使用しないこと。
- (2) 鍵は { 毎日、作業終了後、出張所長に返納すること。  
1週間毎に返納すること。  
該当しない方を消去すること。
- (3) 鍵を返納する時は、電線共同溝・情報ボックス鍵返納届に必要な事項を記載の上、出張所長に提出するとともに、電線共同溝・情報ボックス鍵貸出簿に必要な事項を記入して鍵を返納し、確認を受けること。
- (4) 鍵の複製は禁止する。
- (5) 鍵を紛失した場合は、関係する鍵及び錠の取り替え費用を負担するものとする。
- (6) 異常時等においては以下のとおり対応すること。
- 1) 電線共同溝・情報ボックスのハンドホールへの入溝に際し、電線共同溝・情報ボックスや収容物件に異常を発見した時、若しくは危険を及ぼすような事故が発生し又は発生する恐れになった時には、直ちに出張所長に通報すると共に、状況によっては応急的な措置を講じること。
  - 2) 前号に該当するは、速やかに設備異常発見報告書を出張所長に提出すること。
- (7) 入溝時の事故防止を図るため、以下のことを遵守すること。
- 1) 電線共同溝・情報ボックスのハンドホールへの入溝に際しては、関係法令を遵守すること。
  - 2) 入溝する場合は、入溝責任者が現地に常駐し、電線共同溝・情報ボックス入溝許可書を携行すること。
  - 3) 入溝者は、必ず保安帽、作業衣を着用すると共に、入溝責任者は腕章の着用と身分証明書を携帯すること。
  - 4) 入溝責任者は、入溝前に電線共同溝・情報ボックス内の有毒なガス等の有無を確認すること。
  - 5) 電線共同溝・情報ボックスのハンドホール内での火気使用については、出張所長が許可した場合以外は使用しないこと。なお、火気使用にあたっては、消火器を携帯すること。
  - 6) 電線共同溝・情報ボックスのハンドホール内は、禁煙とする。
  - 7) 電線共同溝・情報ボックスの構造及び収容物件に支障を及ぼさないために、必要な措置を講じると共に、点検、工事等に伴う事故発生を未然に防止すべく万全の対策を行うこと。
  - 8) 歩行者及び車両等道路交通に支障を及ぼす場合は、当該箇所に柵、コーン及び工事標識等を設けると共に、保安要員を配置するものとし、道路交通の危険防止に必要な措置を講じること。
  - 9) 入溝完了後は、点検、工事用資機材をすみやかに搬出し、入溝区域の清掃を行うこと。
  - 10) 入溝完了後は、ハンドホール蓋の施錠を確実にすること。
- (8) 入溝した時は、電線共同溝・情報ボックス入溝日誌に必要な事項を記載の上、出張所長に提出すること。
- なお、入溝日が連続する場合で、1週間に満たないときには入溝完了日に、1週間を超えるときには1週間分を翌週の初日に、まとめて提出することができる。

## 電線共同溝・情報ボックス鍵貸出簿

受付 番号	日時		氏 名	会 社 名	連絡先 TEL	鍵番号
	貸出日時	返却日時				

## 電線共同溝・情報ボックス入溝日誌

平成 年 月 日 曜日	機関名	
路線名	入溝責任者名	印
住所	作業時間	時 分 ~ 時 分
	入溝人員	名
ハンドホール 番号	距離標	K P ~ K P (上り・下り・横断)
入溝目的		

区分	No.	項 目	記録	区分	No.	項 目	記録
事前事項	1	作業の施行許可を受けたか		一般事項	1	鍵番号は	
	2	入溝の許可を受けたか			2	保安帽、作業服等の安全確認をしたか	
	3	火気使用の承認を受けたか			3	非常用の灯具を確認したか	
	4	入溝の注意事項を再確認したか			4	開口部の保安施設、要員は確認したか	
	5	必要な立会者に立会申請したか			5	他の占用物件等に損害を与えなかったか	
特殊事項	1	酸欠測定器を準備したか			6	溝内の禁煙を守ったか	
	2	非常用消火器を準備したか			7	器材を溝内に放置していないか	
	3	空気呼吸器を準備したか			8	継続作業で器材が整頓されているか	
	4	防火シートを準備したか			9	出溝時に溝内外の清掃をしたか	
					10	ハンドホール蓋の施錠を確実に行ったか	
			11		入溝日誌に記入漏れがないか		

特記事項

道路管理者特記事項

出張所長	係長	

## 設備異常発見報告書

第 平成 年 月 号 日

電線共同溝・ 情報ボックス名等	一般国道 号 (電線共同溝・情報ボックス名 )
場所	市 区 丁目 番地付近
距離標	K P ~ K P (上り・下り・横断)
設備異常の種別	電線共同溝・情報ボックス本体 ・ 収容物件 (企業名 )
発見者	(企業名) (所属部課名) (氏名) (連絡先)
設備異常の状況	(詳細に記述)
状況写真の有無	有 (保管者 ) ・ 無
その他資料の有無	有 (資料名 ) ・ 無
問い合わせ先	(企業名) (所属部課名) (氏名) (連絡先)

出張所長	係長	